

公益活動支援補助金審査方法（基準）

【全体的事項】

補助金の交付の対象となる事業の審査は、ボランティア・公益活動推進委員会委員及び関係課長で構成する審査会において、酒田市公益活動支援補助金交付要綱第 6 条で規定する申請書類により行う。

【審査員】

ボランティア・公益活動推進委員 ＋ 共生社会課長

※申請団体と利害関係のある審査員は、その事業の審査には加わらないものとする

【採点項目及び基準】

採点項目	採点基準	配点
公益性	・団体内だけではなく、広く社会に利益のある活動か。 ・特定の地域・グループだけでなく、多様な市民の参加が見込めたり、利益の見込める活動か。 ・解決したい社会課題の設定は適切か。	5 × 2
課題解決 価値創造	・社会課題の解決、新たな価値を生み出すために有効な活動か。 ・イベントの実施自体が目的となっていないか。 ・団体同士の協働による効果は見込めるか（団体間協働型のみ）。	5 × 2
先駆性	・活動のテーマ、取り組み内容は、他の参考となるものか。 ・事業内容に独自のアイデアが盛り込まれているか。 ・すでに同様な取り組みは行われていないか。	5
実現性	・事業内容（スケジュール、内容、場所および対象、実施方法等）は実現性の高い内容となっているか。	5
予算の妥当性	・活動の内容、規模に見合った適正な経費見積になっているか。 ・成果に一定程度の費用対効果は十分に見込めるか。	5
継続性	・補助終了後も継続され、今後の発展性が期待される事業か。 ・今後の発展性が期待される事業か。	5
計		40

5：非常に優れている 4：優れている 3：認められる 2：劣る 1：非常に劣る

- ・審査員の平均点をその事業の点数とする。
- ・「公益性」、「課題解決・価値創造」は重要な項目であるため素点を 2 倍とする。

◆最低基準

以下のいずれかに当てはまった場合、予算枠内であっても不採択とする。

- ①「公益性」または「課題解決・価値創造」が 6 点未満
- ②合計点が 24 点未満（各項目の平均点が 3 点未満相当）

◆新規団体加点 ※団体育成型のみ

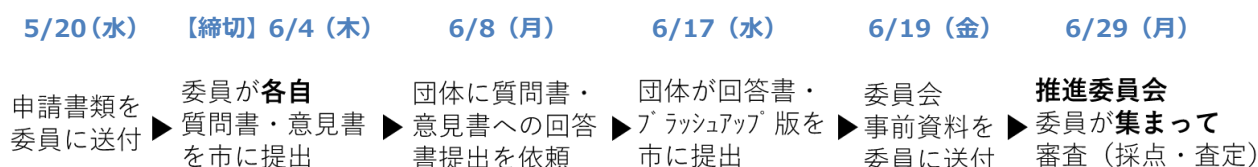
- ・新規申請団体（令和3年度の改正前の公益活動支援補助金でも申請実績無し）であれば、総合点に2点を加える。

【審査結果】

- ・原則として、採点点数と新規団体加点を合計した総合得点で順位を決定し、予算の範囲内で上位の事業から順に採択するものとする。
- ・R8年度予算上限は団体育成型と団体間協働型を合わせて105万9千円とする。
- ・申請総額が予算を超えた場合でも、全事業を按分しての一律減額等を行わない。
- ・下位で採択された事業で申請額が予算の残額を超えた場合は、当該申請団体の意向を確認したうえで、予算の残額分のみでの採択とするか不採択（辞退）とするか決定する。
- ・上記意向確認の結果、当該団体が予算の残額分での採択を辞退された場合、次順位の事業について上記と同様の手続きをとる。
- ・この審査基準に定めるもののほか、必要な事項は、共生社会課長が別に定める。

※補助金額の合計が予算額を大幅に下回った場合、2次募集を行うことがある。ただし、同一年度にな採択となった事業については、同一の事業内容による申請を認めない。

審査までの流れ（予定）



審査会当日の流れ



【シール貼りイメージ】

	公益性	課題解決・	...	予算の 妥当性
A事業	●●●●●	●	●	
B事業			●	●●
C事業	●●	●●●●●		

● 良いと思う点 ● あまり評価できない点

【シール貼りルール】

- ・各審査員が評価表にシールを貼る。
- ・ひとり赤／青それぞれ最大12枚まで。
- ・「話し合いたい」と思う項目に優先して貼ってもらう。
- ・どの事業・どの項目に貼ってもOK（複数枚を1つの事業に貼るのもOK）
- ・必ず24枚すべてを使う必要はない。

⇒評価が低い項目や意見が分かれている箇所（赤枠）、特に協議したい内容などについて全体で意見交換